自己資本規制比率

(平成28年9月末現在)

(単位:百万円)

基本的項目	(A)	89
補完的項目	(B)	0
控除資産	(C)	1
固定化されていない自己資本の額	(A)+(B)-(C) = (D)	87
	(E)	14
リスク相当額	市場リスク相当額	0
	取引先リスク相当額	1
	基礎的リスク相当額	13
自己資本規制比率	(D) / (E) x 100	604.8%

過去分:

平成	年	月末															
平成	年	月末															

自己資本規制比率とは:

自己資本規制比率は、金融商品取引業者が金融商品取引業を行う上で、保有資産の価値変動の リスクが顕在化した場合でも、短期間に対応できる支払能力を有しているかどうかを示す指標 です。この比率は金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標とされ、金融商品取引法 第46条の6では金融商品取引業者はこの比率が120%を下回ってはならない、と定めています。

自己資本規制比率 = 固定化されていない資本 ÷ リスク相当額 × 100